資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二〇七頁（号外第六十九号）

平成二十五年十一月二十五日

東京都港区芝二丁目五番一〇号

エルコライティング株式会社

代表取締役　ギュンター・ツォーン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百六十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.fukuda-kyoto.co.jp/electronic.html

平成二十五年十一月二十五日

京都市下京区松原通室町西入中野之町一七六番地

福田金属箔粉工業株式会社

代表取締役　園田　修三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十一月二十五日

大阪府大阪市中央区本町橋六番二一号

有限会社ケイ旅サービス

取締役　川野　栄子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億四千六百九十五万一円減少して〇円とし、減少する資本準備金の額全額をその他資本剰余金に計上することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年十一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十二日

掲載頁　一〇一頁（号外第七十九号）

平成二十五年十一月二十五日

東京都品川区東品川四丁目一二番三号

チャイナ・オンライン・トラベル株式会社

代表取締役　太田　宗克

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千百五十九万五千円、資本準備金の額を一億六千百五十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十一月二十五日

東京都渋谷区神宮前四丁目三二番一四号

山形兄弟株式会社

代表取締役　山形吉之助

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千万円、利益準備金の額を二億五千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年十二月二十七日であり、株主総会の決議は平成二十五年十一月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十八日

掲載頁　一一七頁（号外第六十五号）

平成二十五年十一月二十五日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番四号

株式会社新星苑

代表取締役　藤村　隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億一千七百万円、資本準備金の額を四十四億八千三百万円減少し、それぞれ三十二億八千八百万円、八億二千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十五年九月三日

掲載頁　三十五頁

平成二十五年十一月二十五日

東京都港区芝浦四丁目一三番二三号

アイ・ティー・エックス株式会社

代表取締役　荻原　正也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月二十五日

東京都中央区東日本橋二丁目二七番七号

株式会社東京装粧会館

代表取締役　早川二美子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月二十五日

東京都中野区東中野三丁目二〇番一〇号

株式会社コンピュータネットワーク

代表取締役　山田　良治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である柴田聡が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月二十五日

東京都中央区京橋三丁目八番一号

ディーエルピー・アセット・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　柴田　聡

限定承認公告

本籍東京都八王子市松木七番地一、最後の住所東京都八王子市松木七番地一ＬＭ京王堀之内第五　二〇四号　被相続人　亡　山田　英男

右被相続人は平成二十五年八月十一日から二十日までの間に死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十五日

千葉県船橋市松が丘三丁目四三番一五号

相続財産管理人　山田みちよ

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼松が岡五丁目六二四〇番地、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸四丁目八番一九号　被相続人　亡　落合　壽子

右被相続人は平成二十五年八月四日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号一六階さくら共同法律事務所

相続財産管理人落合裕

代理人弁護士　青木　秀茂

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市平和町法立宮北二三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齊藤　實

右被相続人は平成二十五年一月九日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十五日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十五日

愛知県稲沢市平和町法立宮北二三番地二

限定承認者　宮川美佐枝

限定承認公告

本籍大阪府松原市小川一丁目一五番、最後の住所大阪府松原市小川一丁目一五番六号

被相続人　亡　片岡　大賢

右被相続人は平成二十五年五月十五日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十二日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十五日

大阪府松原市小川一丁目一五番六号

限定承認者　片岡　敏子